

食安基発0909第2号
平成26年9月9日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長
(公 印 省 略)

食品添加物の指定及び使用基準改正要請資料
作成に関する手引について

食品添加物の指定等の要請については、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針について」（平成8年3月22日付け衛化第29号）に基づき、食品添加物の指定等を要請する者（以下「指定等要請者」という。）は、厚生労働大臣宛てに要請書を提出することができ、要請書には、添付資料として当該食品添加物の成分規格案及び使用基準案並びに安全性に関する資料等（以下「要請資料」という。）の提出を求めているところです。

今般、厚生労働科学研究「食品添加物の指定作業と国際整合性の迅速化に関する研究」（研究代表者 穂山 浩 国立医薬品食品衛生研究所 食品添加物部長）の研究報告を踏まえ、要請資料に関して、解説・留意点、関連情報の確認方法、記載例等を整理した手引を別添のとおり作成したので、関係者への周知方よろしくをお願いします。